

平成19年5月25日

各 位

はるやま商事株式会社  
代表取締役 治山 正史  
(コード番号 7416 東京市場 第1部)  
(問合せ先)管理本部理事 湯浅泰之  
(電話番号) 086-226-7101(代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月25日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第33回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 定款一部変更(1)

##### 1. 変更の理由

(1) 取締役の経営責任を明確化し、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質を構築するために、取締役の員数の削減を行うなど、当社定款の該当の条文につき所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

別紙 「定款一部変更(1)新旧対照表」のとおりです。

#### II. 定款一部変更(2)

##### 1. 変更の理由

(2) 当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策の導入を決定いたしました。

新株予約権の無償割当てに関する事項の決定については、会社法第278条第3項本文において、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって行なうことができると規定されていますが、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様ご意思に基づいて行うこととするため、

① 株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定する。

② 株主総会で一定の条件を定め、たうえで新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただく。

ことが望ましいと考えております。そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、上記①または②の方法による新株予約権の無償割当てが可能となるよう、根拠規定として定款第14条を新設するものであります。

##### 2. 変更の内容

別紙 「定款一部変更(2)新旧対照表」のとおりです。

#### III. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日

定款変更の効力発生日 平成19年6月28日

別紙

変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

定款一部変更（1）新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 第21条～第47条 (記載省略)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。 第21条～第47条 (現行どおり)

定款一部変更（2）新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(新株予約権無償割当ての決定機関)</u> 第14条 <u>当社は、株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u>

以上